

第4次基本構想・前期基本計画（案）と第3次基本構想・後期基本計画の対照表
 第2部第1章 環境と都市基盤 ※「成果・活動指標」「施策の体系」「主な事業」を除く

【凡例】下線＝変更部分（挿入・修正、削除）

【みどりと水】

第4次基本構想・前期基本計画（案）	第3次基本構想・後期基本計画	備考
<p>■ 現況と課題</p> <p><u>わずか4km四方の小金井市の中に、広大な3つの都立公園と国分寺崖線から湧き出る湧水や野川、玉川上水などがあります。この恵まれたみどりと水が小金井市の一番の良さであると考えられており、今後も守り、育てることが求められています。</u></p> <p><u>私たちの住む小金井市では、これらのみどりを守るために、昭和48年度に設置された緑地保全対策審議会で緑地保全のあり方を検討するとともに、公園の整備や都市計画道路の緑化を進めてきました。また、都市化の影響から地下水や湧水を保全するため、雨水の浸透・貯留を推進し、雨水浸透ますの設置比率は世界に誇る水準となっています。</u></p> <p><u>しかしながら、市内の緑地と農地は減少傾向が続いており、身近なみどりが失われつつある状況です。みどりの保全により減少傾向に歯止めをかけるとともに、新たなみどりを創出する取組を更に進めることが課題となっています。</u></p>	<p>■ 現況と課題</p> <p><u>都市における良好なみどりと水の環境づくりは、市民生活のやすらぎやうるおいの創出、子どもの健全育成、地球環境の保全や防災などの観点から不可欠であり、今後、さらに保全と創出を図っていく必要があります。</u></p> <p><u>本市の一番の特長は、豊かなみどりと水に恵まれたうるおいのある都市環境です。この恵まれた自然を活かしたまちづくりが求められています。</u></p> <p><u>本市は、都心への利便性に優れていることから、年々宅地化が進むとともにみどりが失われ、緑被率*は、都市に望ましいとされる30%の水準を下回っています。</u></p> <p><u>みどりを保全し、育成していくためには、市民、事業者、行政の連携と協力が不可欠です。このため、みどりを守り育てる担い手として、市民や事業者などが緑化推進活動や公園の計画・維持管理にかかわることができる組織づくりが重要です。</u></p> <p><u>本市の緑地の特徴として、小金井公園や武蔵野公園、東京学芸大学や東京農工大学など、まとまったみどりが多いことがあげられます。しかし、これらのほとんどが市の外周部にあり、中心部では、みどりの減少が目立っています。そのため、都市公園の整備、道路の緑化などを推進し、みどりをつなぐネットワークの形成を図る必要があります。</u></p> <p><u>本市には、武蔵野の面影を残す国分寺崖線（はげ）や屋敷林など、優れたみどりの景観を形づくっている緑地があります。また、市街地に点在する農地は、都市の緑地空間</u></p>	

<p>■ 施策の方向性</p> <p>本市の豊かなみどりと水を守るために、市民の自然を守る心を高め、市民参加による公園・緑地づくりなど、みどりをはぐくむ仕組みづくりを進めます。「はげ」や玉川上水などをはじめとする市内のみどりと水の保全に取り組むとともに、公園・公共施設・道路などの緑化を進めることにより、みどりのネットワークの形成を図り、ゾーンを増やします。</p> <p>また、地下水の涵養と湧水の回復のため雨水の貯留浸透を進めることにより、清流の復活に取り組むだけでなく、更なる水辺の創出を推進していきます。</p> <p>■ 主な取組</p> <p>1 みどりはぐくむ仕組みづくり (1) みどりに対する意識の啓発</p>	<p>として重要な役割を担っています。今後も、貴重な景観を形づくる緑地や農地を積極的に保全していく必要があります。</p> <p>また、本市では、国分寺崖線から湧き出る湧水、野川や玉川上水などのおいやすらぎを感じることができる水辺に多くの市民が親しみを持っています。しかし、都市化の影響等により市内でも地下水及び湧水に深刻な影響を与えていると考えられています。</p> <p>このような中で、市民共有の貴重な財産である地下水及び湧水を保全するため、本市では雨水の地下浸透対策に取り組み、世界的にも有数な雨水浸透ます*の設置率（平成17年10月現在47.2%）を誇っていますが、それでも湧水量は年々減少しています。こうした状況に対応するため、平成17年7月に施行した「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」等を通じて、今後もより一層の取組の推進が求められています。</p> <p>また、これらの水辺と市民がもっと身近に接することができるよう清流の復活や用水路などの遊歩道化を進め、公園や公共施設とを結んだ水辺のネットワークの形成を図ることが必要です。</p> <p>■ 施策の方向性</p> <p>市民、事業者、市が連携して健全な水循環を取り戻し、良好なみどりの環境をはぐくむための意識の啓発、しくみづくりを進めます。</p> <p>みどりの保全や創出、水辺の拡大を計画的に推進し、市民が身近にうるおいやすらぎを感じることができるようなみどりと水のネットワークの形成をめざします。</p> <p>1 みどりはぐくむしくみづくり (1) みどりに対する意識の啓発</p>	
---	---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>環境基本計画及び緑の基本計画などに基づいて、市民、事業者、市が連携してみどりを守り、はぐくむ仕組みづくりを進めます。</u> ・ 市民や事業者などに、みどりを大切に<u>する意識の啓発</u>を図るため、<u>環境教育や環境学習を推進</u>します。 ・ <u>みどりや生態系について調査・研究し、野鳥や昆虫、水生生物とともに豊かな自然の中で生活できるまちづくりを推進</u>します。 ・ <u>入学記念樹の配布や各家庭での取組の促進</u>などを通じ、<u>市民によるみどりの創出と意識向上</u>を推進します。 <p>(2) 市民による<u>公園・緑地</u>づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民との協働による公園づくりや緑地づくりを推進します。 ・ 樹木や公園・緑地の<u>環境美化サポーター制度の活用</u>、市民による緑化活動への助成など、<u>市民が進んで参加できるみどりの維持・管理の仕組みづくりを進めるとともに、そのための支援や指導</u>を行います。 <p>2 みどりの保全</p> <p>(1) <u>国分寺崖線</u>の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の地域特性である国分寺崖線について、残存する斜面緑地などを積極的に保存します。 <p>(2) 緑地の確保・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に残る樹林地などを公共緑地や環境緑地に指定し、保全します。 <p>【拡】緑地の公有地化を推進するため、特別緑地保全地区などの拡大を行うとともに、<u>緑と公園基金の積立と有効利用を図ります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産緑地に指定されていない農地を市民農園などに活用し、保全します。 <p>3 みどりの創出</p> <p>(1) みどりのネットワークの形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、事業者、市が連携してみどりを守り、<u>育てるしくみづくりをめざ</u>します。 ・ 市民や事業者などに、みどりを大切に<u>する意識の啓発</u>を図るため、<u>環境教育や環境学習を推進</u>します。 ・ <u>みどりや生態系について調査・研究し、野鳥や昆虫、水生生物とともに豊かな自然の中で生活できるまちづくりを推進</u>します。 <p>※ 「(2) 市民による環境づくり」から移動。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>入学記念樹の配布などを通じ、各家庭での自然保護思想の育成とみどりの創出を図り、豊かな生活環境づくりを推進</u>します。 <p>(2) 市民による<u>環境</u>づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民との協働による公園づくりや緑地づくりを推進します。 ・ 樹木や公園緑地の<u>アダプト制度の導入</u>、市民による緑化活動への助成など、<u>市民自らが責任をもって、みどりの維持・管理に努めるしくみづくりを進めるとともに、そのための支援や指導</u>を行います。 <p>2 みどりの保全</p> <p>(1) <u>緑地</u>の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の地域特性である国分寺崖線について、残存する斜面緑地などを積極的に保存します。 <p>(2) 緑地の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に残る樹林地などを公共緑地や環境緑地に指定し、保全します。 ・ 緑地の公有地化を推進するため、特別緑地保全地区などの拡大を行うとともに、<u>緑化基金等を有効に活用</u>します。 ・ 生産緑地に指定されていない農地を市民農園などに活用し、保全します。 <p>3 みどりの創出</p> <p>(1) みどりのネットワークの形成</p>	
--	--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地、公園などを計画的に整備し、市の東西方向だけでなく、南北方向にも連続性のあるみどりのネットワークを形成します。 (2) <u>都市計画公園の整備・拡大</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画公園の整備、既存の公園の充実、児童遊園などの個性化など、<u>みどりの増加</u>に向けた整備を進めます。 ・ 歴史的にも貴重な玉川上水の桜をはじめ、市内の桜の保全と育成を図ります。 ・ <u>小金井公園、野川公園、武蔵野公園の活用に向けて、東京都との連携を推進します。</u> (3) <u>公共施設などの緑化</u> <ul style="list-style-type: none"> 【<u>拡</u>】<u>学校や公共施設は、樹木の植栽を推進するとともに、周囲の生け垣化や校庭の芝生化をはじめ、施設の状況に応じ、屋上・壁面の緑化に努めます。</u> 【<u>拡</u>】<u>生け垣化や保存樹木の助成を充実するとともに、住宅地や民間施設における壁面・屋上緑化の促進を図ります。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>宅地開発など</u>に対しては、<u>まちづくり条例</u>に基づき緑化の指導を行います。 (4) <u>道路などの緑化</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>都市計画道路の歩道や駅前広場の緑化</u>などにより、まちの美観に配慮した緑化を推進します。 ・ <u>街路樹、遊歩道の緑化</u>などの整備を進めます。 ・ <u>道路や公園などの身近なみどり</u>を守り、はぐくむため、市民・事業者などと協力し、緑化を推進します。 ・ <u>みどりのリサイクル</u>を推進するため、落ち葉や剪定した枝のチップ化・堆肥化を進めます。 4 水辺の拡大 <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>清流の復活</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>関係する近隣市や関係機関と協力して、用水路の清流の復活</u>を図ります。 (2) <u>水辺の創出</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>用水路の親水整備</u>などを行い、<u>水辺の創出</u>を図るとともに、<u>みどりと水のネットワークの形成</u>を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地、公園、<u>緑道</u>などを計画的に整備し、市の東西方向だけでなく、南北方向にも連続性のあるみどりのネットワークを形成します。 (2) <u>公園の整備</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画公園の整備、既存の公園の充実、児童遊園等の個性化など、<u>緑被の増加</u>に向けた整備を進めます。 ・ 歴史的にも貴重な玉川上水の桜をはじめ、市内の桜の保全と育成を図ります。 ・ ます。 (3) <u>公共施設等の緑化</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学校や公共施設は、樹木の植栽を推進するとともに、周囲の生け垣化や屋上の緑化等を促進します。</u> ・ <u>住宅地では、ブロック塀等に代え生け垣化するなどの緑化を推進します。</u> ・ <u>宅地開発等</u>に対しては、<u>緑化協定や条例</u>に基づき緑化の指導を行います。 (4) <u>道路等の緑化</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>駅前広場の緑化やポケットパークの設置</u>などにより、まちの美観に配慮した緑化を推進します。 ・ <u>街路樹や緑道、遊歩道</u>などの整備を進めます。 ・ <u>道路や公園などの身近なみどり</u>を守り、はぐくむため、市民、事業者等と協力し、緑化を推進します。 ・ <u>みどりのリサイクル</u>を推進するため、落ち葉や剪定した枝のチップ化・堆肥化を進めます。 4 水辺の拡大 <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>清流の復活</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>用水路は、関係する近隣市や関係機関と協力して清流の復活</u>を図ります。 (2) <u>水辺の創出</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>用水路の親水整備やせせらぎ緑道の整備</u>などを行い、<u>水辺の創出</u>を図ります。 	
--	--	--

<ul style="list-style-type: none"> 安全でおいしい飲料水としての地下水及びきれいな湧水を保全するため、地下水の水位、水質、流れを確保し、地下水及び湧水の汚染の防止などに努めます。 <p>(3) 雨水の地下浸透対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道に流入する雨水の量を軽減し、地下へ浸透させます。 湧水を維持していくため、雨水浸透対策に取り組み、雨水の地下浸透を促します。 既存の住宅などに、雨水浸透施設・雨水貯留施設を設置する際の助成を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 水辺の創出により、みどりのネットワークと連携した水辺のネットワークの形成を図ります。 <p>(3) 雨水の地下浸透対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道に流入する雨水の量を軽減し、できるだけこれを地下浸透させます。 湧水を維持していくため、雨水浸透対策に取り組み、雨水の地下浸透を促します。 既存の住宅等に、雨水浸透施設・雨水貯留施設を設置する際の助成を行います。 	
--	---	--

【地域環境衛生】

第4次基本構想・前期基本計画（案）	第3次基本構想・後期基本計画	備考
<p>■ 現況と課題</p> <p><u>ごみの処理は市民生活を支える基礎的な市民サービスであり、ごみ対策は、市民が市政に望む最重要項目となっています。</u></p> <p><u>私たちの住む小金井市では、二枚橋焼却場が施設の老朽化から順次焼却炉を停止することとなり、平成18年10月に「ごみ非常事態事態宣言」を発しました。市民・事業者の皆さんのご協力により、ごみの排出量の少なさ・総資源化率の高さは全国的にもトップレベルとなりましたが、近隣市・団体の広域的な支援によって可燃ごみを処理していただいている状況は現在も続いています。平成22年度に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定しましたが、更なるごみ減量と循環社会の形成が緊急の課題となっています。</u></p> <p><u>国分寺市との共同処理も視野に入れた可燃ごみ処理施設については、市民参加による検討を進め、平成20年6月に二枚橋焼却場用地を建設場所とする答申をいただいたとこ</u></p>	<p>■ 現況と課題</p> <p><u>大量生産、大量消費、大量廃棄といったこれまでの生産・消費スタイルの結果として、資源とエネルギーが浪費され、身近な生活の場のみならず地球規模での環境問題が深刻化しています。</u></p> <p><u>これらの問題に対応していくためには、市民、事業者、行政が一体となり、社会構造そのものの変革を進めるとともに、施設の整備を含め、さらなるごみ減量や資源化施策を総合的に推進することが必要です。</u></p> <p><u>現在、市内で収集されたごみのうち、燃やすごみは二枚橋焼却場で焼却処理し、燃やさないごみは中間処理場で破碎・選別処理をしています。また、これらの施設で処理した後の焼却灰等は、日の出町にある二ツ塚最終処分場で埋立処分をしています。</u></p> <p><u>市では、市民の協力を得て、資源物分別回収など各種の事</u></p>	

ろです。引き続き関係市と協議を進め、市民との協働により、将来の安定的な処理に向けた可燃ごみ処理施設の整備を推進することが必要です。

■ 施策の方向性

環境への負荷を最大限軽減し循環社会の形成を図るため、市民・事業者・行政が一体となり、ごみ減量・再利用・再資源化の推進を図ります。

また、将来にわたり安全で安定的な可燃ごみ処理を行うため、東京都及び関係団体と連携し、国分寺市との共同処理に

業を実施し、ごみの減量・資源化に努めてきました。その結果、資源化量は増加し、総資源化率が多摩地区でトップクラスを維持するなど、一定の効果が出ています。

しかし、燃やすごみは減少したものの、燃やさないごみや資源物は増加し、総ごみ排出量は、横ばい状態です。

また、平成10年1月から埋立を開始した二ツ塚最終処分場は、平成16年度末で約40%近くが埋め立てられています。さらに二枚橋焼却場や中間処理場も老朽化が進行しており抜本的な対策が必要です。

このような状況を打開し、より一層のごみ減量を推進するため、本市では平成17年4月から家庭系ごみの戸別収集、平成17年8月から家庭系ごみの一部有料化に取り組んできました。

今後、循環社会への転換に向けて、できるかぎりごみを出さない(発生抑制・再使用)、ごみに出してしまった場合には、できるだけリサイクル(再生利用)するための施策をさらに強力に展開する必要があります。

また、清潔で美しいまちづくりを推進し、快適な生活環境を確保するため、「小金井市まちをきれいにする条例」を制定し、環境美化意識の啓発やまちの美化に向けた指導・助言等に取り組んでいます。「健康増進法」の施行や市民意見等に対応するため、同条例を一部改正し、平成15年12月から市内3駅周辺の一部を路上禁煙地区として指定し、路上喫煙防止・吸い殻等のポイ捨て防止キャンペーンを行っています。一方では、市民自らが自分たちのまちをきれいにするため、廃棄物減量等推進員などが活発に活動しています。今後も、町会・自治会等の協力を得ながら、より多くの市民の参加による活動を促進する必要があります。

■ 施策の方向性

市民、事業者、市がともに強い当事者意識をもち、それぞれの役割を果たすことによって、環境への負荷を軽減した資源循環社会の形成に努めます。

ごみの減量・資源化をさらに推進するとともに処理方法を改善し、ごみ処理環境の見直しを図ります。

向けて周辺住民との信頼関係を重視しつつ、新ごみ処理施設の建設を推進します。また、同施設が稼働するまでの間は、多摩地域の多くの自治体及び一部事務組合に可燃ごみの処理をお願いしなければならないことから、引き続き施設周辺にお住まいの皆さまや関係者のご理解をいただけるようごみの減量に努めます。さらに、中間処理場については、施設の老朽化に対応し、循環社会の形成に資する施設の整備に向けて、地域住民との協議が必要となります。

まちの美化については、「ごみを捨てない」という教育と一体となった意識啓発や地域ぐるみの清掃活動、喫煙マナーの向上など、市民の協力を得て清潔で美しいまちづくりを推進します。

■ 主な取組

1 循環社会の形成

(1) 循環社会に向けての意識啓発

- ・ 様々な手段と機会をとらえ、市民、事業者にごみ問題などについての情報提供を行い、循環社会に向けて意識改革を図ります。
- ・ 市民一人ひとりがごみ問題の当事者であることを認識できるよう、環境学習などの機会を増やします。

(2) ごみの発生抑制

- ・ 家庭系ごみの減量を目指し、環境に配慮した商品の購入など、ごみを発生させない生活様式の誘導を図ります。
- ・ 事業所に対し、ごみ減量の周知・徹底を図り、排出抑制を促進します。

(3) 再使用の推進

- ・ 粗大ごみで出される家具などの再使用を促進します。
- ・ フリーマーケットなど、ごみ減量に関連するイベントなどの支援に努めます。

(4) リサイクル（再生利用）、資源化の推進

- ・ 家庭系ごみ、事業系ごみともに分別の徹底を指導し、ごみの資源化を進めます。

【拡】 缶・びん・ペットボトル・プラスチック・雑紙などの更なる資源化を図るとともに、生ごみなどの有機性資源

また、市民の協力を得て、清潔で美しいまちづくりを推進します。

1 循環社会の形成

(1) 循環社会に向けての意識改革

- ・ さまざまな手段と機会をとらえ、市民、事業者にごみ問題等についての情報提供を行い、循環社会に向けて意識改革を図ります。
- ・ 市民一人一人が当事者であることを認識できるよう、環境学習等の機会を増やします。

(2) ごみの発生抑制

- ・ 家庭系ごみの減量をめざし、環境に配慮した商品の購入など、ごみを発生させない生活様式の誘導を図ります。
- ・ 事業所に対し、ごみ減量の周知・徹底を図り、排出抑制を促進します。

(3) 再使用の推進

- ・ 粗大ごみで出される家具等の再使用を促進します。
- ・ フリーマーケットなど、ごみ減量に関連するイベント等の支援に努めます。

(4) リサイクル（再生利用）、資源化の推進

- ・ 家庭系ごみ、事業系ごみともに分別の徹底を指導し、ごみの資源化を進めます。
- ・ 燃やさないごみの3分別収集を実施し、埋立てごみを減少させるとともに、さらなる資源化を推進します。また、

<p>を有効活用できる循環システムの構築に取り組みます。</p> <p>2 ごみの処理</p> <p>(1) <u>国分寺市との可燃ごみ共同処理の推進</u></p> <p>【新】<u>国分寺市と可燃ごみの共同処理を行うため、一部事務組合の設立を目指します。</u></p> <p>【新】<u>国分寺市と共同で新ごみ処理施設建設事業の推進を図ります。</u></p> <p>【新】<u>新ごみ処理施設が稼働するまでの間、可燃ごみの処理を多摩地域の多くの自治体及び一部事務組合にお願いしなければならないことから、施設近隣にお住まいの皆さまや関係機関のご理解・ご協力をいただきながら、安定的な可燃ごみ処理を行います。</u></p> <p>(2) <u>可燃ごみ処理施設の整備</u></p> <p>【新】<u>安全かつ長期にわたる安定的な可燃ごみ処理を行うため、市民の皆さんと協働し、新ごみ処理施設の建設を推進します。</u></p> <p>【新】<u>二枚橋衛生組合の解散に伴い、構成各市のご協力をいただきながら、施設解体などの事業を引き継ぎ、組合解散に伴う関連事業を承継します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 最終処分量の最少化を図るなど、二ツ塚最終処分場の延命策等について、関係各市、関係機関との連携を進めます。 <p>(3) <u>中間処理場の再整備</u></p> <p>【拡】<u>不燃・粗大ごみ処理施設である中間処理場の施設全体の老朽化に対応し、安定したごみ処理に努めます。また、地域住民の理解を得て、施設の再整備について検討します。</u></p>	<p><u>未活用資源の有効利用の可能性について、調査・検討を行います。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>リサイクル可能な缶、びん、ペットボトル等の回収を推進します。</u> <u>プラスチック系ごみ等の資源化をさらに推進します。</u> <p>2 ごみの処理</p> <p>(1) <u>新たな分別収集の実施等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>事業系ごみの自己処理を促進します。</u> <u>収集車両の低公害車への切り替えと事故防止の徹底を進めます。</u> <p>(2) <u>処理施設の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>老朽化した二枚橋焼却場での処理を中止し、新たな地方公共団体と可燃ごみの共同処理体制への移行をめざします。</u> <ul style="list-style-type: none"> 最終処分量の最少化を図るなど、二ツ塚最終処分場の延命策等について、関係各市、関係機関との連携を進めます。 <u>臭気対策を第一の目的にするとともに、中間処理施設の機械の磨耗と老朽化に対応するため、地域住民の理解を得ながら燃やさないごみの3分別収集に適合する施設を整備します。</u> 	
--	--	--

<p>3 まちの美化 (1) 美化活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ごみゼロ化推進員と協働し、まちの美化活動を推進します。</u> ・ <u>環境美化サポーター制度など、まちの美化に関する市民の取組を支援します。</u> <p>(2) 美化のマナーの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 路上禁煙地区の周知を徹底し、ごみのポイ捨て防止、美化マナーの確立を目指します。 ・ 不法投棄の防止、空き地の適正管理など、美化のための啓発と指導を行います。 	<p>3 まちの美化 (1) 美化活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>廃棄物減量等推進員などの協力を得て、まちの美化活動を推進します。</u> ・ <u>市民の協力を得て、地域ぐるみでの清掃活動など、まちの美化に対するイベントの開催を推進します。</u> <p>(2) 美化のマナーの確立等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 路上禁煙地区の周知を徹底し、ごみのポイ捨て防止、美化マナーの確立をめざします。 ・ 不法投棄の防止、空き地の適正管理など、美化のための啓発と指導を行います。 	
---	--	--

【人と自然の共生】

第4次基本構想・前期基本計画（案）	第3次基本構想・後期基本計画	備考
<p>■ 現況と課題</p> <p><u>みどりと水をはじめとする豊かな自然は地域の財産であり、豊かな自然環境と共生したまちとして、地球温暖化対策などを進めていくことが求められています。</u></p> <p><u>私たちの住む小金井市では、平成17年に環境基本計画を策定し、行政、市民、事業者、教育機関などが環境づくりにおいてそれぞれの役割を果たしていくことを定め、平成19年には地球温暖化対策実行計画（市役所版）を策定しました。平成21年に環境マネジメントシステムを導入し、平成22年には地球温暖化対策地域推進計画を策定し、温室効果ガスの排出削減を推進しています。なお、公害の苦情件数は現在横ばいとなっていますが、住宅地が多いこともあり、騒音や悪臭などの生活型公害への苦情が多くなっています。</u></p> <p><u>今後は、環境基本計画に基づいて「参加と協働」による環境への取組を更に進めるとともに、地球温暖化対策の地域ぐるみの推進が必要とされています。また、公害に対しては、測定・見守り体制の充実とともに、市民の意識向上が課題となっています。</u></p>	<p>■ 現況と課題</p> <p><u>地球温暖化、酸性雨、森林の減少などにより、私たちの生命と生活の基盤である地球環境が脅威にさらされています。地球規模で広がる環境問題は、国ばかりでなく、自治体においても積極的に取り組むべき重要な課題の一つとなっています。</u></p> <p><u>一方、工場が汚染源となったかつての産業型公害は、規制や技術革新によって大幅に改善されたものの、社会の変化に伴い、市民生活や事業活動から生じる都市型・生活型公害が、さまざまな形で市民の健康を脅かしています。本市においても、人と自然が共生できる地域づくりを推進するため、市民、事業者、市が一体となって、対策を講じるとともに、監視体制の充実を図っていく必要があります。</u></p> <p><u>近年の環境問題は、地球的な規模に拡大し、その影響は次世代にもおよぶ深刻な状況となっています。平成9年（1997）に京都市で開催された「国際連合気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において、地球全体で温室効果ガス</u></p>	

<p>■ 施策の方向性</p> <p><u>地域から地球環境を保全する取組を進めるため、地球温暖化対策の計画的な推進やクリーンエネルギーの導入促進などにより、環境にやさしい仕組みづくりを進め、地球環境への負荷の軽減を図ります。</u></p> <p>また、騒音など、都市型・生活型の環境問題については、市民、事業者、行政などが一体となって対策を講じるとともに、測定・見守り体制の充実や生活環境問題に対する意識向上を図ります。</p> <p>■ 主な取組</p> <p>1 環境にやさしい<u>仕組みづくり</u></p> <p>(1) 計画的な環境保全施策の推進</p>	<p>を1990年レベルに安定化させることを合意した京都議定書が平成17年2月に発効され、わが国でも、削減目標の達成に向けて新たな法律の制定や推進大綱が示されています。今後は、社会経済活動や生活様式のあり方を含め、環境への負荷を軽減し、持続的発展が可能な社会を実現するための取組が求められています。</p> <p>また、今日の環境問題には、市民一人一人の生活様式等が密接にかかわっており、環境への負荷の少ない社会を構築するための正しい認識と環境に配慮した主体的な行動が要求されています。</p> <p>一方、自動車交通による大気汚染や騒音・振動、生活排水による水質汚濁、近隣騒音など、都市型・生活型の環境問題も依然として厳しい状況にあります。さらに、化学物質の利用拡大は、環境ホルモンなど新たな汚染の危険性を生み出しています。</p> <p>本市では、環境基本条例に基づく環境基本計画を平成17年10月に策定し、持続可能な社会の実現にむけた取組を進めています。今後は、市民が健康に、安全かつ快適に生活できる環境の確保に向けて、国や東京都との連携を図りながら、発生源対策の強化、監視・指導体制の強化など適切な対応を図っていくことが求められています。</p> <p>■ 施策の方向性</p> <p><u>環境への負荷を軽減し、自然にやさしい社会を実現するため、社会経済活動や生活様式を見直し、市民、事業者、市が協力しながら、人と自然が共生できる地域づくりを進めます。</u></p> <p>また、騒音、振動、悪臭など都市型・生活型の環境問題については、市民、事業者、市が一体となって対策を講じるとともに、監視体制の強化を図り、市民が安心して快適に<u>すごせるまちづくり</u>に努めます。</p> <p>1 環境にやさしい<u>しくみづくり</u></p> <p>(1) 計画的な環境保全施策の推進</p>	
---	--	--

<ul style="list-style-type: none"> 環境基本条例に基づき、市民参加により策定した環境基本計画の環境像「<u>緑・水・生きもの・人・・・・わたしたちが心豊かにくらすまち小金井</u>」の実現を目指して、計画の進行管理を適切に行います。 国や東京都、近隣各市などと連携し、<u>よりよい環境づくり</u>に取り組みます。 <p>(2) 環境に対する意識の啓発</p> <p>【拡】環境改善への取組を強化し、市役所自らが環境にやさしい事業所となるため、<u>環境マネジメントシステムの運用により、温暖化防止やグリーン購入などを更に推進</u>します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な手段と機会をとらえ、市民や事業者の環境に対する意識の啓発を図ります。 環境基本条例や環境基本計画に基づく、目標、施策、各主体別の行動計画などの実現に向けて、市民や事業者を対象にした環境学習の機会を創出します。 <u>イベントにおける商店会や市民団体の取組など、市民や企業の環境問題に対する主体的な取組を支援</u>します。 <p>2 地球環境への負荷の軽減</p> <p>(1) 地球温暖化対策の推進</p> <p>【拡】地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出量を削減するため、<u>地球温暖化対策地域推進計画に基づき、ライフスタイルの転換について意識啓発を図るとともに、クリーンエネルギーの導入などを進めます。</u></p> <p>【新】雨水や風など身近な自然をいかした環境配慮型住宅のモデルハウスを整備し、<u>環境への取組の体験・拠点施設などとして、市民協働・公民連携により活用を図ります。</u></p> <p>(2) ヒートアイランド現象の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑地の保全・創出、地下水の保全、屋上緑化の推進、風の通る連続的な空間の確保（風の道）、都市活動に伴う排熱の抑制、雨水浸透施設の拡充などの取組を進めます。 <p>(3) 環境汚染物質の規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定フロン、除草剤、合成洗剤など環境に悪い影響をも 	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本条例に基づき、市民参加により策定した環境基本計画を総合的かつ計画的に推進します。また、計画の進行管理を適切に行います。 国や東京都、近隣各市等と連携し、<u>環境管理</u>に取り組みます。 <p>(2) 環境に対する意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境改善への取組を強化し、市役所自らが環境にやさしい事業所となるため、<u>環境マネジメントシステム*導入を検討するとともに、グリーン購入等をさらに推進</u>します。 <u>さまざまな手段と機会をとらえ、市民や事業者の環境に対する意識の啓発を図ります。</u> 環境基本条例や環境基本計画に基づく、目標、施策、各主体別の行動計画等の実現に向けて、市民や事業者を対象にした環境学習の機会を創出します。 市民や企業の環境問題に対する主体的な取組を支援します。 <p>2 地球環境への負荷の軽減</p> <p>(2) クリーンエネルギーの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出量を削減するため、<u>クリーンエネルギーへの転換について検討を進めます。</u> <p>(3) ヒートアイランド現象の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑地の保全・創出、地下水の保全、屋上緑化の推進、風の通る連続的な空間の確保（風の道）、都市活動に伴う排熱の抑制、雨水浸透施設の拡充などの取組を進めます。 <p>(1) 環境汚染物質の規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定フロン、除草剤、合成洗剤など環境に悪い影響をも 	
---	---	--

<p>たらず<u>ものやその可能性のある物質の削減を</u>目指します。</p> <p>(4) 環境製品の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所での環境に配慮した部品や材料の優先的調達及び市民の環境を意識した生活スタイルの確立を支援します。 <p>3 公害発生防止体制の充実</p> <p>(1) 監視・防止体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路交通の騒音・振動、ダイオキシン濃度の測定や水質・大気汚染の調査などを行い、公害発生の防止を図ります。 公害発生源に対しては的確な規制・指導を行い、その抑制を図ります。 大規模開発等による環境への影響については、地域住民の生活環境に配慮し、情報開示など環境影響評価制度を適切に運用します。 東京都と連携し、積極的に公害防止対策を進めます。 <p>(2) 公害苦情相談などの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音、振動、悪臭、水質汚染などの都市型・生活型の公害に対処するため、関係機関と連携して、公害苦情相談や健康への影響に関する相談を充実します。 	<p>たらず物質の削減を<u>めざ</u>します。</p> <p>(4) 環境製品の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所での環境に配慮した部品や材料の優先的調達及び市民の環境を意識した生活スタイルの確立を支援します。 <p>3 公害発生防止体制の充実</p> <p>(1) 監視・防止体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路交通の騒音・振動、ダイオキシン濃度の測定や水質・大気汚染の調査などを行い、公害発生の防止を図ります。 公害発生源に対しては的確な規制・指導を行い、その抑制を図ります。 大規模開発等による環境への影響については、地域住民の生活環境に配慮し、情報開示など環境影響評価制度を適切に運用します。 東京都と連携し、積極的に公害防止対策を進めます。 <p>(2) 公害苦情相談等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音、振動、悪臭、水質汚染などの都市型・生活型の公害に対処するため、関係機関と連携して、公害苦情相談や健康への影響に関する相談を充実します。 	
--	--	--

【市街地整備】

第4次基本構想・前期基本計画（案）	第3次基本構想・後期基本計画	備考
<p>■ 現況と課題</p> <p><u>私たちの住む小金井市は、市内に3つの駅があり、駅周辺を中心とした魅力ある市街地の形成が市民生活の利便性に大きく影響しているため、着実なまちづくりの推進が求められています。</u></p> <p><u>平成7年から始まったJR中央本線連続立体交差事業により、平成21年12月に上下線とも高架化され、踏切の廃止により市内の南北交通は大幅に円滑化しました。併せて、武蔵</u></p>	<p>■ 現況と課題</p> <p><u>現在、日本の都市は、都市基盤の未整備や防災力の不備、欧米に比べ低水準にある居住環境など、さまざまな問題に直面しています。これらは、高度経済成長期における急激な都市開発によることが大きな要因です。</u></p> <p><u>本市には豊かな自然があり、都心への利便性もよいことなどにより、郊外の田園都市から住宅都市へと急激な発展を遂げました。しかし、この間、都市基盤は未整備なままに市街</u></p>	

小金井駅南口第1地区第一種市街地再開発事業、東小金井駅北口土地区画整理事業などを進めてきました。また、市民が自ら参加したまちづくりと高齢者や障がいのある人が利用しやすい環境整備を目指して、平成17年度にまちづくり条例を、平成19年度にバリアフリーのまちづくり基本構想を策定しました。

整備された施設を活用するとともに、引き続き更なる駅周辺のまちづくりや連続立体交差事業により創出される高架下空間の活用など、市民の利便性の高い整備を進めるとともに、住民が主体となったまちづくりを推進していくことが必要とされています。

■ 施策の方向性

武蔵小金井駅周辺は、本市の玄関口にふさわしいまちとするため、引き続き、再開発などにより、商業・業務及び住宅との調和のとれた魅力ある文化性の高い市街地として整備します。

東小金井駅周辺は、土地区画整理事業などにより、東部地区の中心として一部に商業、業務機能を持たせた地区として

化が進行したため、交通混雑や居住環境の悪化など多くの課題を抱えています。これらの課題を解決し、市民がくらしやすいまちとして発展するためには、市街地の総合的な整備が必要となります。

JR中央本線連続立体交差事業は、平成20年度の完成をめざし、本格的に進められています。これにより長年の懸案であった南北交通の遮断の解消は目前のものとなっていますが、この事業にあわせ、駅前広場や交差道路など交通環境の整備が求められています。

また、駅周辺には住宅と商業等が混在する密集地があり、ゆとりある快適な空間の創造や防災性の向上が大きな課題となっています。そのため、駅周辺では、それぞれの特性を活かした魅力ある調和のとれた整備と開発を進める必要があります。

中高層住宅と一般住宅等との混在が進んだ地区では、日照問題や電波障害等、市民の生活環境の悪化も懸念されています。ゆとりある市街地の形成と良好な生活環境を維持するためには、都市計画マスタープラン（平成14年3月策定）に基づき、土地利用計画の推進や地区計画等による計画的な市街地の整備が必要です。

また、市民自らが、自分たちの住むまちを選ぶ時代が到来するなかでは、より魅力的な市街地となるよう整備を進めるとともに、市民自らが自分たちの住む地域のまちづくりに参加し、推進することも重要です。このため、市民が自らまちづくりに参加し、推進することができる環境を整備する必要があります。

■ 施策の方向性

JR中央本線連続立体交差事業との整合性を図りながら、個性的で魅力的な駅と駅周辺の整備・開発を進めます。

また、豊かな自然やゆとりのある都市空間に、市民一人一人が魅力を感じることができる市街地の形成を図ります。

<p><u>整備を推進します。</u> <u>新小金井駅周辺は、みどりあふれる武蔵野公園、野川公園の玄関口として、みどりと水のネットワーク形成を進めるなど自然環境をいかした市街地を目指します。</u> <u>J R中央本線連続立体交差事業完了後の高架下利用の推進を図ります。また、住民主体のまちづくりを支援します。</u></p> <p>■ 主な取組</p> <p>1 まちの顔となる駅周辺の整備</p> <p>(1) J R中央本線連続立体交差事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>J R中央本線連続立体交差事業の完成による、南北一体のまちづくりを目指し、南北交通の円滑化を推進します。</u> ・ J R中央本線連続立体交差事業により創出される高架下空間を、<u>駐輪場や市民が利用しやすい施設などを配置して有効に活用します。</u> <p>(2) 武蔵小金井駅周辺のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>武蔵小金井駅周辺は、本市の玄関口にふさわしいまちとするため、駅南口における市街地再開発事業を推進し、駅前広場などの都市基盤施設の整備にあわせ、商業、業務及び住宅との調和のとれた複合的中心市街地としての整備を図ります。</u> <p>【新】 <u>武蔵小金井駅北口の再整備については、市民の意向を踏まえて検討します。</u></p> <p>(3) <u>東小金井駅北口土地区画整理事業の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>東小金井駅周辺は、東部地区の中心として整備を進め、駅北口の土地区画整理事業を推進し、駅前広場・都市計画道路などの整備を行い、商業・業務・文化機能の導入を図ります。</u> <p>(4) <u>新小金井駅周辺のまちづくりへの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新小金井駅周辺は、南北の公園を結ぶみどりのネットワークの形成地区として自然環境をいかした市街地を目指します。</u> <p>2 魅力的な市街地</p>	<p>1 まちの顔となる駅周辺の整備</p> <p>(1) J R中央本線連続立体交差事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>東京都及び沿線6市との連携により、J R中央本線連続立体交差事業の早期完成をめざし、南北交通の円滑化と鉄道や道路の安全性の向上を図ります。</u> ・ <u>連続立体交差事業により創出される高架下空間を、自転車駐輪場や市民が利用しやすい施設等を配置して有効に活用します。</u> <p>(2) 駅周辺の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>武蔵小金井駅周辺は、本市の玄関口にふさわしいまちとするため、駅南口における市街地再開発事業を推進し、駅前広場等の都市基盤施設の整備にあわせ、商業、業務及び住宅との調和のとれた複合的中心市街地としての整備を図ります。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>東小金井駅周辺は、東部地区の中心として整備を進め、駅北口の土地区画整理事業を推進し、駅前広場・都市計画道路等の整備を行い、商業・業務・文化機能の導入を図ります。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新小金井駅周辺は、南北の公園を結ぶグリーンベルト形成地区として自然環境を活かした整備を推進します。</u> <p>2 魅力的な市街地</p>	
--	---	--

<p>(1) 計画的な都市づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランやその他の関連計画に基づき、適正な土地利用の規制・誘導と市街地形成による計画的な都市づくりを推進します。 <p>(2) 住民主体のまちづくりの推進</p> <p>【拡】よりよい環境を住民自ら形成するため、まちづくり条例に基づき市民参加により、地区計画制度や建築協定の活用を図ります。</p> <p>(3) バリアフリーのまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> J R 中央本線の連続立体交差化に伴う駅周辺の整備では、だれもが安心して快適に利用できるようバリアフリー化を進めます。 市の施設や地域の場所へスムーズに行けるように、案内表示などの充実を図ります。 <p>※バリアフリー化 障がいのある人や高齢者などに対する障害（バリア）を取り除くこと、及びそうした考え方。これに対して、年齢、性別、身体などの特性や違いを超えて、初めから、すべての人が利用できるような設計をユニバーサルデザインという。</p>	<p>(1) 計画的な都市づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランやその他の関連計画に基づき、適正な土地利用の規制・誘導と市街地形成による計画的な都市づくりを推進します。また、社会情勢の変化に応じて、計画の見直しを行います。 <p>(2) 地区計画等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> よりよい環境を住民自ら形成するため、今後制定予定の「<u>小金井市まちづくり条例</u>」に基づき市民参加により、地区計画制度や建築協定の活用を図ります。 地区特性に配慮した適正な土地利用を誘導し、良好な環境を確保するため、東京都との連携等を図りながら、制定予定の<u>小金井市まちづくり条例</u>の活用を進めます。 <p>(3) 商業地区の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業環境の整備・改善を進め、活力とにぎわいのある商店街づくりを図ります。 <p>※「1 まちの顔となる駅周辺の整備」から移動</p> <p>(2) 駅周辺の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> J R 中央本線の連続立体交差化に伴う駅周辺の整備では、だれもが安心して快適に利用できるようバリアフリー化を進めます。 	
---	---	--

【住宅・住環境】

第4次基本構想・前期基本計画（案）	第3次基本構想・後期基本計画	備考
<p>■ 現況と課題</p> <p>住宅・住環境について、量的な充足だけでなく、安全性・快適性・環境及びエネルギー問題など多様化したニーズへの対応やおいしいと評判の上水道などの維持が求められています。</p> <p>私たちの住む小金井市では、宅地化が進む中で早くから上下水道を整備してきました。平成14年3月に住宅マスタープランを策定し、まちづくりと連動した柔軟な住宅施策を推進してきました。また、平成20年3月に耐震改修促進計画を定め、耐震化を促進するとともに、高齢者自立支援住宅改修給付事業などによりバリアフリー化を支援してきたところです。なお、上水道は平成23年度末をもって受託事業が解消されることとなっています。</p> <p>今後も、住宅のバリアフリー化などを進めるとともに、恵まれた自然と調和した住環境を維持し、快適で安全な住環境の整備を推進する必要があります。また、地区水（地下水）などによる安全でおいしい上水道の維持、下水道では合流式下水道の改善、耐震化や老朽化対策などが課題となっています。</p>	<p>■ 現況と課題</p> <p>【住宅・住環境】</p> <p>住宅は、いきいきとした健康な暮らしを支える基礎であるとともに、豊かな人間性をはぐくむ基盤となっています。豊かさゆとりを実感でき、安心してらせる質の高い居住環境を実現するには、居住水準の確保とともに、地域全体での快適性・安全性の向上が求められます。</p> <p>本市を生活の場として魅力ある都市に発展させるためには、市民、事業者、行政の協力のもとに、良質かつ低廉な住宅の供給や高齢社会など、時代の要請に対応できる住宅対策の導入などが必要です。</p> <p>本市における公的住宅は、市営住宅1か所、都営住宅15か所、公社住宅9か所、都市再生機構住宅4か所があり、戸数は約3,000戸で、うち35戸が市営住宅、その他は公社、都市再生機構住宅等となっています。公社住宅の一部は昭和30年代の建物で、今後の建替え時には、地域の生活環境の整備と住宅の量と質の向上を図る必要があります。</p> <p>民間住宅については、基本的には民間の自力建設に依存せざるを得ませんが、今後は、市民の需要に対応した住宅資金融資制度の充実などが課題となっています。</p> <p>また、高齢社会への対応は、住宅政策においても重要な課題です。在宅で自立した生活が続けられるようバリアフリー化された良質な住宅の供給、地域住民との共用施設の設置など、福祉施策と連携した支援が不可欠となっています。</p> <p>一方、市街化農地の宅地化にあたっては、恵まれた自然環境を活かした住環境の整備が必要です。</p> <p>さらに近年、空き巣や引ったくりなどの被害の増加に伴い、市民の防犯に対する意識は非常に強くなっています。こうした犯罪に対しても安全で、安心して暮らすためには、犯罪を誘発するような要因を取り除いた、安全で快適な環境づくりを進めるとともに、市や警察、地域住民が連携して地域</p>	

<p>■ 施策の方向性</p> <p>市民、事業者の参加・協力と、国・東京都との連携により、良質な住宅の供給を図るとともに、耐震化、防災・安全施設</p>	<p>の防犯活動に取り組むことが必要です。</p> <p>【上下水道】 <u>市民が健康で快適な生活を営んでいくためには、水の供給処理施設は必要不可欠なものです。</u> <u>本市では、人口の増加や市街地の拡大にあわせて、施設整備を計画的に進めてきました。今後は、維持管理に努めるとともに、水資源の有効活用や生態系に配慮した循環型の供給・処理体制の整備を進めていくことが求められています。</u></p> <p><u>本市における上水道事業は、都市化の進行や人口の急増に対応して三次の拡張事業を積み重ね、送・配水施設の整備を図ってきました。その後、昭和49年に東京都の水道事業に統合され、現在は受託水道事業として運営していますが、より一層の市民サービスと給水安定性の向上をめざして、受託水道事業の解消を進めています。</u> <u>今後は、安定した水の供給を行うとともに、限りある水資源を有効に活用するために、配水管網の整備を進め、漏水防止に努める必要があります。また、耐震性の強化と災害時の給水体制の確立を図ることも求められています。さらに、最近では、安全でおいしい水を安定的に供給することも求められており、水質問題への取組を強化する必要があります。</u> <u>下水道施設については、市内の全域が水洗化可能な処理区域となり、水洗化率も99.9%（平成17年10月末現在）となっています。</u> <u>しかし、流域下水道の野川第二幹線（雨水管）は、暫定接続のため大雨の時に床下浸水等の被害が起きており、河川改修の早期完成を東京都に要望していく必要があります。また、汚水の野川への越流について、早期の改善が必要となっています。</u></p> <p>■ 施策の方向性</p> <p>【住宅・住環境】 <u>公社住宅等の建替えにあたっては、公社等との連携をとりながら、地域の生活環境の整備と住宅の量と質の向上を図つ</u></p>	
---	---	--

の整備や施設のバリアフリー化により、周辺環境と調和のとれた快適で安全な住環境の整備を図ります。

平成23年度末に受託事業が解消される上水道の緊急時の対応などに万全を期するとともに、下水道については、管路の耐震化・合流式下水道の改善・長寿命化対策など、維持管理の充実を図ります

■ 主な取組

1 良質な住宅の供給

(1) 住宅供給の促進

- ・ 住宅マスタープランに沿って、良質で低廉な民間住宅建設を誘導し、公社住宅などの改築に際しては地域の環境整備及び住宅の量と質の向上を要望していきます。
- ・ 老朽マンションなどの建替えの円滑化を図るとともに、市民ニーズに対応して住宅増改築資金融資あっせん制度などの施策を充実します。

- ・ 住宅に困窮している市民に対して、住宅確保のための施策を充実します。

(2) 高齢者・障がいのある人に対応した住宅施策の推進

- ・ 高齢者などがデイサービスなどを受けながら、安心して自立した生活が送れるよう、公営住宅などと社会福祉施設などとの一体的整備を検討します。
- ・ 住宅に対するバリアフリー化を推進するため、事業者を

ていきます。

市民の住宅の増改築を支援するため、需要に応じた住宅増改築資金融資制度等の充実を図るとともに、高齢社会に対応し、在宅で自立した生活が続けられる住宅施策を推進します。

市街化農地の宅地化にあたっては、地区計画等を導入し、自然と調和した住宅供給を図ります。

また、安心してらせるまちをめざし、安全な環境づくりや地域ぐるみの防犯対策を進めます。

【上下水道】

上水道は、安定した水の供給を行うとともに、限りある水資源を有効に活用するため、配水管網の整備を進め、漏水防止と耐震性の強化を図ります。

下水道は、既存の下水道施設の更新及び高機能化を図るとともに、河川の水質を保全するため合流式下水道*の改善を進めます。

1 良質な住宅の供給

(1) 住宅供給の促進

- ・ 定期借地権制度等を活用した良質で低廉な民間住宅建設を誘導します。
 - ・ 公社・都市再生機構住宅の改築に際しては、住宅マスタープランに沿って、公社などに対して地域の環境整備と住宅の量と質の向上を要望していきます。
 - ・ 老朽マンション等の建替えの円滑化を図るため、分譲マンション建替えマニュアルの作成を検討します。
 - ・ 市民の需要に対応して、住宅増改築資金融資制度等の施策を充実します。
 - ・ 住宅に困窮している市民に対して、住宅確保のための施策を充実します。
- (2) 高齢者・障害のある人に対応した住宅施策の推進
- ・ 高齢者等がデイサービスなどを受けながら、安心して自立した生活が送れるよう公営住宅等と社会福祉施設等との一体的整備を検討します。
 - ・ 民間住宅に関しては、事業者に対し、バリアフリー化を

<p><u>誘導するとともに、高齢者や障がいのある人が居住する持ち家については、現行の高齢者自立支援住宅改修給付事業などを適用し、バリアフリー化を支援します。</u></p> <p>2 快適な住環境の整備</p> <p>(1) 自然と調和した住環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化農地の宅地化に当たっては、まちづくり条例などにより、宅地の細分化の防止や自然要素の保全に努めます。 緑化助成制度を積極的に運用し、自然と調和した住環境の整備を図ります。 <p>(2) 生活環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>住宅専用地域の維持や地区計画などにより、生活利便性を高めつつ、生活環境の保全を図ります。</u> 民間住宅の耐震化支援など、より一層の住宅施策の充実に努めます。 <p>【拡】<u>地域における貴重な資源である農地を保全し、生活環境の整備に努めます。</u></p>	<p><u>誘導します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>高齢者・障害のある人が居住する持ち家については、現行の住宅設備改善費給付事業等を適用し、バリアフリー化を支援します。</u> <p>2 快適な住環境の整備</p> <p>(1) 自然と調和した住環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化農地の宅地化にあたっては、<u>地区計画制度の導入</u>などにより、宅地の細分化の防止や自然要素の保全に努めます。 緑化助成制度を積極的に運用し、自然と調和した住環境の整備を図ります。 <p>(2) 生活環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>日照の確保や騒音・振動の排除など、市民が快適にらせるよう、生活環境の保全に努めます。</u> <ul style="list-style-type: none"> 民間住宅の耐震化支援など、より一層の住宅施策の充実に努めます。 	
<p>3 安全な住環境の整備</p> <p>(1) 建築物の不燃化・耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における建築物の倒壊や延焼防止のため、建築物の不燃化・耐震化の促進、また危険物<u>などの適正管理</u>を図ります。 <p>(2) 避難路・避難場所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における市民の避難路や避難場所とするため、道路の整備、公園や市街地整備にあわせ、防災上のオープンスペースを確保します。 災害時に一時避難場所となる小・中学校<u>などの公共施設</u>について、<u>避難場所として確保</u>します。 <p>(3) <u>地域の安全性を高める施設整備</u></p>	<p>3 安全な住環境の整備</p> <p>※注 (1)(2)の取組は「9 防災」より移動</p> <p>(1) 建築物の不燃化・耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における建築物の倒壊や延焼防止のため、建築物の不燃化・耐震化の促進、また危険物<u>等の適正管理、指導の強化</u>を図ります。 <p>(2) 避難路・避難場所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における市民の避難路や避難場所とするため、道路の整備、公園や市街地整備にあわせ、防災上のオープンスペースを確保します。 災害時に一時避難場所となる小中学校等の公共施設について<u>耐震補強を実施し、避難場所の確保に努めます。</u> <p>(1) <u>地域の安全性を高める施設整備</u></p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪の発生を未然に防止するため、学校や人目につきにくい公園・道路・駐車場・駐輪場などには、街路灯の増設や既設街路灯の照度アップを図ります。 ・ 街路樹の植栽が見通しを妨げないよう適正な樹種の選定や管理を進めます。 <p>4 水の安定供給</p> <p>(1) 安定給水の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>平成23年度末に受託水道事業の事務委託を解消しますが、引き続き、東京都と協力して、将来的にも安定的な水資源の確保を、国及び関係機関に要望していきます。</u> ・ <u>災害時の給水に対応するため、東京都と協力して、浄水所を給水拠点として活用します。</u> ・ <u>受託水道事業の事務委託解消までの間、水道施設の維持・管理、高度浄水処理による水質問題への取組、節水意識の啓発による節水型都市の実現に努め、事務委託解消後は東京都に要望していきます。</u> <p>(2) 維持・管理の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>受託水道事業の事務委託解消までの間、配水管や浄水施設などの適正管理及び連合栓の解消を行い、耐震性の強化と漏水防止に努め、事務委託解消後は東京都に要望していきます。</u> <p>5 下水道の維持管理</p> <p>(1) 下水道事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>下水があふれるのを防止するため、雨水をより多く野川第二幹線へ流せるよう、東京都に整備を要望していきます。</u> ・ <u>国・東京都と連携し、流域下水道に係る幹線及び処理場の整備を図ります。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪の発生を未然に防止するため、学校や人目につきにくい公園・道路・駐車場・駐輪場などには、街路灯の増設や既設街路灯の照度アップを図ります。 ・ 街路樹の植栽が見通しを妨げないよう適正な樹種の選定や管理を進めます。 ・ <u>地域の安全性を考慮して、交番や駐在所などの整備を検討します。</u> <p>※注 以下は「6 上下水道」より移動</p> <p>1 水の安定供給</p> <p>(1) 安定給水の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都と協力して、将来的にも安定的な水資源の確保を、国及び関係機関に要望していきます。 ・ <u>災害時の給水に対応するため、浄水所を給水拠点として活用します。また、緊急用生活水を確保するため、水道施設の維持・管理に努めます。</u> ・ <u>高度浄水処理*にかかる施設整備や水質問題への取組を進め、より安全でおいしい水の供給を図ります。</u> ・ <u>市民や企業に対する節水意識の啓発に努め、節水型都市の実現を図ります。</u> <p>(2) 維持・管理の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配水管や浄水施設などの適正管理及び連合栓の解消を行い、耐震性の強化と漏水防止に努めます。 <p>2 下水道の維持管理</p> <p>(1) 下水道事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水洗化率100%の達成をめざします。</u> ・ <u>野川第二幹線の流入規制を早期に解除するよう東京都に要望していきます。</u> ・ <u>流域処理場の整備のための建設負担金への対応を図ります。</u> 	
---	---	--

<ul style="list-style-type: none"> 東京都及び関連各市と連携し、合流式下水道の改善を進めます。 【拡】<u>管きよなどの耐震化を推進するとともに、老朽化対策を検討します。</u> (2) 維持・管理の充実 管路調査を推進することにより、効率的な管きよの維持・管理を図ります。 公共水域への配慮のため、水質の監視強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 合流式下水道の改善のため、東京都及び関連各市と連携し、本格的な合流改善方策の実施を図ります。 管渠の耐震化を検討します。 (2) 維持・管理の充実 公共下水道の適切な維持・管理を図るため、下水道台帳管理システムを整備します。 ※「(1) 下水道事業の充実」から移動 公共水域への配慮のため、水質の監視強化を図ります。 	
---	---	--

【道路・河川】

第4次基本構想・前期基本計画（案）	第3次基本構想・後期基本計画	備考
<p>■ 現況と課題</p> <p>私たちの住む小金井市は、都市計画道路の整備率が低く、幅4m以下の狭い道路も多いため、道路の安全性向上とバリアフリー化が強く求められています。また、買物などにも便利な駅周辺の駐輪場も強く要望されています。</p> <p>駅周辺のまちづくりに併せて、小金井市では都市計画道路の整備を進め、平成20年度には39.0%まで整備が進んでいます。また、発達した市内のバス網に加え、交通不便とされた地域にもコミュニティバス「CoCoバス」が5路線運行し、1日平均2,500人弱の市民の足となっています。駐輪場については整備に向けて平成21年度に利用状況を調査し、河川では都の災害対策整備が完了するとともに、野川の調節池周辺が自然再生推進法に基づく自然再生地区に指定され、河川環境の再生が進められています。</p> <p>今後は、JR中央本線連続立体交差事業に伴う南北一体のまちづくりのための道路、駅周辺の駐輪場や人にやさしい交通環境の整備を進めるとともに、環境に配慮した河川の整備などが求められています。</p>	<p>■ 現況と課題</p> <p>【道路】 <u>道路は、通勤・通学、買物、レクリエーションなど地域住民の日常生活に直結した施設であるとともに、運搬・配達・営業等の経済活動など、さまざまな社会活動を支える基礎的な社会資本です。また、電気・ガス・水道等のライフライン施設を収容し、災害時には、火災の延焼防止や避難路となるなど防災機能をあわせ持つオープンスペースです。</u> <u>本市では、市民の交通環境の改善にける期待も大きく、安全で機能的な道路整備が求められています。</u></p> <p>本市の南北方向の道路は、JR中央本線の平面交差により円滑な交通が阻害され、体系的に機能していないのが現状です。また、都市計画道路の完成率は、約33%と非常に低く、従前から整備の促進が課題となっています。さらに、本市の道路は、幅員4m未満の狭隘道路が多く、円滑な交通に支障をきたし、緊急時や災害時の諸活動の妨げにもなっています。また、主要道路の混雑や渋滞の影響によって、生活道路まで車が進入し、日常生活にも支障をきたしています。安全</p>	

	<p>かつ機能的な交通を確保し、交通需要の分散を基本とした交通体系を整備するため、主要道路の整備や生活道路への通過交通の抑制、駐車場の整備等の対策が必要となっています。</p> <p>また、交通量の増加に伴い、高齢者の交通事故や自動車乗車中の交通事故死傷者が増加傾向にあるなど、最近の道路交通環境は憂慮すべき状況にあります。尊い生命を守り、すべての人が安心して利用できる道路環境づくりを進めるとともに歩行者にも、交通安全のルール・マナーの遵守を徹底する必要があります。</p> <p>市内の公共交通機関は鉄道とバスです。鉄道は、JR中央本線と西武鉄道多摩川線があり、バス路線は、武蔵小金井駅を中心にその多くが運行されています。</p> <p>しかし、バスは市域を東西に結ぶ路線や市東部を走る路線が少ないなどの問題点があり、本市では、バス交通不便地域を解消するため、平成15年3月に武蔵小金井駅北口から東小金井駅北口を經由し市北東部の小金井公園、法政大学等を結ぶコミュニティバス「C o C oバス」の運行を開始しました。加えて平成17年中には3つのルートで運行を開始し、現在では、市内全域を4ルートでC o C oバスを運行しています。しかし、一部地域が未だバス交通不便地域となっており、福祉施策の検討などを含め、交通不便地域の解消に努める必要があります。</p> <p>また、公共交通機関の結節点となる駅周辺は、JR中央本線連続立体交差事業等にあわせ、市民が安全かつ快適に利用できるよう公共交通機関の輸送力増強や、駅施設・周辺道路のバリアフリー化等による交通環境の整備を図る必要があります。</p> <p>【河川】</p> <p>河川は古くから、地域の共有財産として、人々の生活の中にとけ込み共存してきましたが、急激な都市化に伴う河川の汚れなどにより、人々に遠い存在となっていた時期もありました。しかし、近年は、貴重な水とみどりの空間としての重要性が見直されてきています。</p> <p>河川は、市民にとって自然を感じることのできる貴重な資</p>	
--	--	--

<p>■ 施策の方向性</p> <p>J R中央本線の関連側道、南北交差道路及び都市計画道路の整備、生活道路の安全性向上を進めるとともに、道路の電線類地中化及び交通関連施設のバリアフリー化を推進し、人にやさしい道路環境の整備を図ります。また、駅前広場の整備、バス輸送の充実、駐輪場の整備などにより、円滑で利便性に優れた交通環境の整備を促進します。</p> <p>野川・仙川については、市民が憩う親水の間としての整備を東京都に要望します。</p>	<p><u>源であり、本市においても単に治水の観点からだけでなく、親水の間として整備を進める必要があります。</u></p> <p>本市には、野川と仙川が流れています。野川は床掘河川と呼ばれる川で、堤防がなく、水辺の植生や遊歩道など、みどり豊かな親しみやすい河川です。仙川は、水源部の埋立てや下水道の整備によって水量が減り、通常は干上がった状況にあることから、安定的な水量の確保が重要な課題になっています。</p> <p>一方、河川の構造については、阪神・淡路大震災の教訓として、高水敷*や緩やかな堤防があるより、自然に近い河川のほうが地震に強いという結果も出ています。そこで、今後の河川の改修にあたっては、治水と親水を兼ね備えた多自然型の川づくりを推進することが重要になっています。</p> <p>一方、河川以外の水系資源としては、歴史的な土木遺産である玉川上水や砂川用水などの用水路があります。これらの用水路では、清流の復活や遊歩道化により、市民が身近に感じられる親水空間としての整備が課題となっています。</p> <p>■ 施策の方向性</p> <p>【道路】</p> <p>J R中央本線連続立体交差事業にあわせ、主要道路や生活道路の整備を促進し、環境に配慮した安全で機能的な道路網の整備をめざします。</p> <p>安全で住みよいまちにするために、総合的な交通安全対策を推進し、事故の防止に努めます。</p> <p>また、子どもや高齢者、障害のある人が安心して歩けるバリアフリーの道路整備を図ります。</p> <p>公共交通機関である鉄道とバスの効率的な接続と円滑な運行を確保し、市民が安全で快適に利用できる公共交通体系の構築をめざします。</p> <p>【河川】</p> <p>野川、仙川については、治水の観点とともに、清流の確保、水辺に近づけるような間の整備、豊かな生態系の復活などに</p>	
--	---	--

<p>■ 主な取組</p> <p>1 道路の整備</p> <p>(1) 都市計画道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全で快適な市民生活と円滑な交通を確保するため、交通需要の分散を基本とした道路整備計画を策定し、計画的な整備と改善を進めます。 武蔵小金井駅周辺及び東小金井駅周辺は、市街地再開発事業や土地区画整理事業などにあわせ、都市計画道路の整備を進めます。 国や東京都の補助金などを活用して早期の整備を図ります。 <u>道路の安全性や環境面での向上を図るため、車道と歩道の分離や街路樹の植栽・剪定を推進するとともに、低騒音舗装、透水性舗装などの活用を図ります。</u> <p>(2) 生活道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅員4m未満の狭あい道路は、地権者などの理解を得ながら拡幅を図ります。 <u>安全で快適に通行できるよう、適切に道路を維持管理するとともに、歩行者が安心して歩けるコミュニティ道路の整備などを推進します。</u> 老朽化が進んでいる橋梁及び歩道橋について、耐久性、耐震性などに関する調査を行い、適正な維持管理に努めます。 道路台帳の補正測量を実施し、台帳を適切に管理・調整します。 <p>(3) JR中央本線関連側道及び南北交差道路の整備</p> <p>【<u>拡</u>】南北道路や駅周辺の都市計画道路などについては、東</p>	<p>よる親水の場合としての整備を東京都に要望します。 また、先人の貴重な遺産である用水路は、それぞれの地域の状況にあわせて、計画的な清流の復活や遊歩道化を推進します。</p> <p>1 道路整備</p> <p>(1) 主要道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全で快適な市民生活と円滑な交通を確保するため、交通需要の分散を基本とした道路整備計画を策定し、計画的な整備と改善を進めます。 武蔵小金井駅周辺及び東小金井駅周辺は、市街地再開発事業や土地区画整理事業などにあわせ、都市計画道路の整備を進めます。 国や東京都の補助金等を活用して早期の整備を図ります。 <u>車道と歩道を分離するよう整備を進め、安全性の向上を図ります。</u> <u>街路樹を可能な限り植栽し、道路環境の向上を図ります。</u> <u>道路の安全性向上と環境面での効果を考慮し、保水性舗装、遮熱性舗装等の活用を図ります。</u> <p>(2) 生活道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅員4m未満の狭隘道路は、地権者等の理解を得ながら拡幅を図ります。 <u>コミュニティ道路等の整備を推進し、歩行者が安心して歩ける空間を確保します。</u> <u>道路の安全性向上と環境面での効果を考慮し、遮熱性舗装等の活用を図ります。</u> 老朽化が進んでいる橋梁及び歩道橋について、耐久性、耐震性等に関する調査を行い、適正な維持管理に努めます。 道路台帳の補正測量を実施し、台帳を適切に管理・調整します。 <p>※「(1) 主要道路の整備」から移動</p> <ul style="list-style-type: none"> 南北道路や駅周辺の都市計画道路などについては、東京 	
--	---	--

<p>京都と協力して計画的に整備します。</p> <p>2 人にやさしい交通環境の整備</p> <p>(1) バリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもや高齢者、障がいのある人などが安心して使えるよう、駅などの公共施設及び主要民間施設と、それらを結ぶ歩行空間のバリアフリー化を進めます。 <p>・ 公共交通機関を利用できない市民の交通手段を確保するため、福祉輸送サービスの充実を図ります。</p> <p>・ 市の施設や地域の場所へスムーズに行けるよう、案内表示などの充実を図ります。</p> <p>(2) 電線類地中化の推進</p> <p>・ 電線類の地中化を進め、景観の向上と歩行空間の確保を図ります。</p> <p>(3) 交通安全の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全の向上を図るため、交差点や歩道などの交通安全施設を充実します。 生活道路における通過交通や交通の妨げとなる違法駐車を取り締まりなどについて、関係機関に要請します。また、放置自転車などについては、関係機関と協力して、指導に努めます。 安全で快適な交通社会を実現するため、交通安全教育を充実し、交通災害共済制度への加入を促進するとともに、公共交通機関に対して安全性向上対策の徹底を要請します。 	<p>都と協力して計画的な整備を図ります。</p> <p>2 人にやさしい交通環境の整備</p> <p>(1) バリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅施設や駅と公共施設を結ぶ経路上にある歩道・広場のバリアフリー化を進めます。 公共施設及び主要民間施設のバリアフリー化に努めます。 子どもや高齢者、障害のある人等が安心して通行できるよう、歩道の設置、段差・勾配の改善など、歩行空間のバリアフリー化を進めます。 公共交通機関を利用できない市民の交通手段を確保するため、福祉輸送サービスの充実を図ります。 <p>(2) 歩道の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行者や高齢者、障害のある人等にやさしい歩道等の整備を図ります。 歩道の雨水浸透舗装を推進します。 電線類の地中化を進め、景観の向上と歩行空間の確保を図ります。 <p>(3) 交通安全の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全で快適な交通社会を実現するため、交差点改良や歩道整備等の交通安全施設を充実します。 関係機関と協力し、生活道路における通過交通を排除するなどの効果的な交通規制を実施します。 交通の妨げとなる違法駐車や放置自転車等については、関係機関と協力して、規制・指導に努めます。 関係機関や市民の協力により、子どもや高齢者、障害のある人などを対象とした交通安全教育を充実し、交通安全思想の普及・浸透を推進します。 交通災害共済制度への加入を促進します。 公共交通機関に対し、安全性向上対策の徹底を要請します。 	
---	--	--

<p>3 公共交通機関の整備</p> <p>(1) 駅前環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 武蔵小金井駅周辺及び東小金井駅周辺は、市街地再開発事業や土地区画整理事業などにより、駅前広場や駅周辺道路を整備し、鉄道とバスの効率的な接続を確保します。 <p>(2) バス輸送の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の利便性の向上を図るため、バス路線の増設などを関係機関に要望します。 バスの円滑な運行のためのバスレーンや、バスベイの設置、高齢者・障がいのある人のためのノンステップバスの導入などを関係機関に要請します。 <p>(3) コミュニティバスなどの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民のニーズに対応し、より便利で利用しやすくなるよう、コミュニティバス「C o C oバス」の運行などを充実します。 <p>(4) 駐車場・駐輪場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路の機能を保持するため、駐車場施設整備基本計画に基づき、駐車場の計画的な整備を促進します。 J R中央本線連続立体交差事業にあわせて、高架下の空間を利用し、<u>駐輪場の整備</u>を図ります。 放置自転車対策や公害など環境問題に対応するため、レンタサイクルの導入を検討します。 <p>4 河川などの整備</p> <p>(1) 河川の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> 野川、仙川の整備に当たっては、<u>環境に配慮するよう</u>東京都に要望します。 <p>(2) 親水空間の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川の改修に当たっては、清流の確保とともに、親しみやすい河川の整備を東京都に要望します。 <u>自然再生事業などを東京都に協力して進めるとともに、自然に親しめる場の更なる充実を東京都に要望します。</u> 	<p>3 公共交通機関の整備</p> <p>(1) 駅前環境の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 武蔵小金井駅周辺、東小金井駅周辺は、市街地再開発事業や土地区画整理事業などにより、駅前広場や駅周辺道路を整備し、鉄道とバスの効率的な接続を確保します。 <p>(2) バス輸送の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の利便性の向上を図るため、バス路線の増設等を関係機関に要望します。 バスの円滑な運行のためのバスレーンや、バスベイの設置、高齢者・障害のある人のためのノンステップバスの導入などを関係機関に要請します。 <p>(3) コミュニティバス等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民のニーズに対応し、より便利で利用しやすくなるよう、コミュニティバス「C o C oバス」の運行等を充実します。 <p>(4) 駐車場・自転車駐車場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路の機能を保持するため、駐車場施設整備基本計画に基づき、駐車場の計画的な整備を促進します。 J R中央本線連続立体交差事業にあわせて、高架下の空間を利用し、<u>自転車駐車場の整備</u>を図ります。 放置自転車対策や公害など環境問題に対応するため、レンタサイクルの導入を検討します。 <p>※以下、「4 河川」から移動</p> <p>1 河川の整備</p> <p>(1) 河川の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> 野川、仙川の改修にあたっては、<u>災害に強い河川とする</u>よう東京都に要望します。 <p>(2) 親水空間の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川の改修にあたっては、清流の確保とともに、親しみやすい河川の整備を東京都に要望します。 <u>野川の旧河川敷等を利用して、ビオトープなど自然に親しめる場のさらなる充実を東京都に要望します。</u> <u>野川調節池は、市民が親しめるオープンスペース*として多様な活用が図られるよう東京都に要望します。</u> 	
---	---	--

	<p><u>2 用水路の整備</u></p> <p><u>(1) 清流の復活</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>流水のある用水路や、今後通水の可能性がある用水路は、親水緑道としての整備を図ります。</u> <p><u>(2) 遊歩道の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>水のない用水路は、地域の状況にあわせて、緑道（遊歩道）整備等の活用を図ります。</u>	
--	--	--